

静岡市立の小・中学校における校外教育活動（遠足（旅行）・集団宿泊的行事）の実施要領

1 実施の標準

(1) 日数

- ・修学旅行 1泊2日～3泊4日程度
- ・修学旅行以外の集団宿泊的行事 1泊2日～4泊5日程度
- ・その他の学校行事（遠足など） 1日以内

(2) 引率教職員数

- ・泊を伴う場合は、原則として1学級2名以内とし、これに養護教諭（又はこれに準ずる教員）及び引率責任者（校長又は教頭）を加えた人数とする。
- ・泊を伴わない場合は、校長が必要とした人数とする。

2 実施の手続

(1) 実施に当たっては、児童生徒の安全を確保した計画を作成し、「児童生徒校外教育活動実施届（様式1号）」（以下「実施届」という。）及び「校外教育活動リスクチェックシート【全ての活動編】（別紙1）」（以下「リスクチェックシート」という。）により届け出る。

(2) 登山を実施する場合は「リスクチェックシート【登山編】（別紙2-1）」、海洋活動を実施する場合は「リスクチェックシート【海洋活動編】（別紙2-2）」、ウォークラリーを実施する場合は「リスクチェックシート【ウォークラリー編】（別紙2-3）」を加えて提出する。

(3) (2)の活動を実施する場合は、「実施届」と「リスクチェックシート」の他、①児童生徒の行程表、②行動範囲やルート、チェックポイント等がわかる地図、③緊急事態発生時の児童生徒と引率教職員との連絡方法がわかるもの（例：活動のしおり等に記載のもの）を任意の様式にて提出する。

(4) (2)の活動以外を実施する場合のうち、以下のア～エに当てはまる活動をする場合は、(3)と同様に任意の様式を提出する。

ア 班活動を行う場合

イ 山道や河川・海岸付近等が活動場所となる場合

ウ 徒歩で長時間の移動を行う場合

エ 児童生徒の活動が引率教職員の目視により確認できない範囲となる場合

(5) 届出後、計画に変更があった場合や、著しく計画を変更して実施した場合は、「児童生徒校外教育活動実施変更届（様式2号）」を提出する。

(6) 上記1の実施の標準によらない計画については、事前に静岡市教育委員会と相談し、「児童生徒校外教育活動実施承認申請書（様式3号）」を提出する。

3 実施上の注意事項

(1) 目的

学校の教育課程上「学校行事（遠足・集団宿泊的行事）」に位置づけられる教育活動である。したがって、ねらいを明確にすること。

(2) 目的地

目的を十分に踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連及び児童又は生徒の安全面を十分考慮して決定する。中学校段階の修学旅行は海外も可能であるが、事前に十分に教育委員会と協議すること。

(3) 実施日時

学級や学校、地域の実態、児童生徒の発達段階などを考慮した日時を設定すること。

(4) 参加者

- ・児童生徒一人一人の健康を調査し、心配のある者の参加については十分配慮すること。
- ・実施期間中の不参加者に対しては適切な指導を行うよう計画すること。

(5) 日程

移動の時間や距離等が、児童生徒の体力を考慮した計画となるように、活動内容を精選する。

(6) 経費

保護者の経済的負担を考慮し費用の節減を図ること。

(7) 保護者への説明

保護者に計画・内容等について十分に説明すること。

(8) 事前学習・事後学習

学習が効果的に実施できるよう、各教科、総合的な学習の時間、道徳科、特別活動との関連に留意し計画的に行うこと。

(9) 衛生管理・事故防止等

- ・万一の事故発生等緊急事態に備えて、連絡体制の確立、医療体制の点検、保護者の理解の徹底等細心かつ周到な準備を整え、安全確保について万全を期すこと。
- ・交通機関の利用に当たっては、乗降時の人数の掌握に努めるなど安全を確保すること。
- ・宿泊施設における出火等不測の出来事の際の退避について万全を期すこと。
- ・利用しようとする宿泊施設及び関係所轄機関（保健所・消防署・警察署等）と十分連絡をとり、監督を依頼すること。
- ・登山や海洋活動等の自然体験を実施する場合は、自然体験に対する安全への指導や対策を必ず行うこと。
- ・感染症の発生時には、その状況に応じて、感染リスク低減への対策を必ず行うこと。

4 その他の注意事項

(1) 関係業者を利用する場合には、業者にまかせきりにすることなく、学校が主体性をもって計画、実施にあたること。また、関係業者については信用度等を十分調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係をもつことのないよう厳に注意すること。

(2) 気象状況等に十分注意し、天候その他の異変の際は、予定を変更するなど、臨機応変の措置をとること。

(3) 事故発生の場合には速やかに消防、警察、病院、その他関係方面に連絡し、適切な措置をとること。また、事故発生後 30 分以内に、市教育委員会に連絡すること。

(4) 実施後、数日間は欠席者の数及びその理由を調査し、異常者が多いときは直ちに校医と相談し、必要があれば市教育委員会、保健所へ連絡するとともに善後策を講ずること。

(5) 宿泊時の部屋の割振等については、児童生徒の個別の事情を十分に考慮し、必要に応じて、本人及び保護者と相談の上、適切に対応すること。

参考

令和 5 年 9 月 19 日付け 静地第 486 号「校外学習における児童の安全確保について（依頼）」
(静岡県警察本部地域部参事官兼地域課長) (抜粋)

特に、ハイキングなどの自然体験を行う場合の留意事項としては、

- 児童の体力差などを考慮した計画を策定すること
- 計画策定段階において、現場に精通したガイド等に指導助言を仰ぐこと
- 引率者は各クラスに複数人配置するとともに、傷病者など突発的な事態に対応可能な人員も配置すること。
- ルートの分岐点に関係者を配置すること
- 責任者は隊列の進行状況を把握し、各引率者に対して必要な指示を行うこと
- 児童に単独行動の危険性を伝え、グループ行動を徹底させること
- 必要に応じて、引率者が児童の位置を確認できるGPS機能のついた機器を児童1グループに1台携行させること